

**入札公告兼一般競争入札説明書**  
**(京都府民総合交流プラザで使用する都市ガス調達)**

この一般競争入札説明書は、一般財団法人京都府民総合交流事業団が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を説明したものである。

**1 調達内容**

**(1)調達の名称**

京都府民総合交流プラザ・京都テルサで使用する都市ガス調達一式

**(2)調達の時期**

令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

**(3)調達施設**

京都府民総合交流プラザ・京都テルサ(仕様書のとおり)

**(4)調達の特質等**

仕様書のとおり

**2 入札説明書及び一般競争入札参加資格審査申請書の交付**

**(1)交付期間**

令和8年1月6日(火)から令和8年1月27日(火)まで

**(2)交付場所等**

京都市南区東九条下殿田町70番地

一般財団法人京都府民総合交流事業団 京都テルサ事務室

京都テルサホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kyoto-terra.or.jp>

**3 入札参加資格に関する事項**

次に掲げる条件をすべて満たした者で、一般競争入札参加資格確認においてその資格があると認められたもの

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2)府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (3)申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- (4)申請書の提出期間から入札の日までの期間に、京都府の一般競争入札について入札参加停止とされていない者
- (5)ガス事業法第3条に定めるガス小売事業者の登録を受けている者
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者(次の

いざれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)  
に該当しない者

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受け入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

#### 4 一般競争入札参加資格審査の手続

##### (1)提出書類

入札に参加しようとする者は次に掲げる書類を提出し、審査を受けなければならない。

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書(別紙様式)
- イ 添付書類
  - (ア)登記事項証明書及び定款(写し可)
  - (イ)府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類
  - (ウ)消費税及び地方消費税納税証明書
  - (エ)営業経歴書及び営業実績調書(京都府もしくは関西圏を主に)
  - (オ)使用印鑑届(別紙様式)
  - (カ)財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
  - (キ)供給約款等
  - (ク)上記3(5)に該当することを証する書類
  - (ケ)権限を営業所長等に委任する場合は、委任状
  - (コ)誓約書
  - (サ)返信用封筒(第一種定形郵便物)に住所及び名称又は商号を記入し、110 円切手を貼付したもの

##### (2)一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の提出期間及び提出場所

2(1)の交付期間開始日から令和 8 年 1 月 27 日(火)

ア 2(2)の場所へ書留郵便として郵送すること。

イ 持参の場合は、期限内に日時を決め連絡のうえ来館されること。

(3)一般競争入札参加資格審査結果通知

審査を行い、結果は令和8年1月30日(金)までに発送する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4)一般競争入札参加資格審査結果の取り消し

理事長は、一般競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなつたときは、4(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア 一般競争入札参加資格があると認めた者が、入札日時までに、3に規定する入札参加者の資格を喪失したとき

イ (4)アに掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなつたとき

ウ その他理事長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき

(5)質疑書の提出期間及び提出方法

2(1)の交付期間開始日から令和8年1月16日(金)午後3時まで

ア 2(2)の場所へ別紙様式にて、メール又はFAXにより提出すること

(Mail:manage@kyoto-terra.or.jp FAX:075-692-3402)

イ 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類を熟知の上、疑義がある場合は質疑書により説明を求めることができる。質疑事項が無い場合の提出は求めない。

(6)質疑書に対する回答通知

質疑書を受領後、ホームページにより、令和8年1月20日(火)までに回答することとする。

5入札書の提出期限及び取り扱い

(1)入札書は、2(2)の場所に令和8年2月6日(金)正午までに必着のこと

①入札書を郵送する場合

入札書は、入札用封筒に入れ封印し、郵送用封筒に封入し、書留により郵送すること

入札説明書に表示した時刻をすぎて到着した入札書は、無効とする。この場合の到着とは、一般財団法人京都府民総合交流事業団において配達員から当該郵便物を職員が受領した時点をいう

②入札書を持参する場合

入札書は、入札用封筒に入れ封印し、提出すること

③電送による入札は認めない

6 開札方法

### (1)開札

令和8年2月6日(金)午後3時に事務所内にて開札を実施する。立ち合いでの開札は行わないため来館は求めない。但し、当該入札事務に関係のない職員1名以上の立ち会いで開札結果の確認を行うこととする。

### (2)入札書に記載する金額及び内訳書の作成

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額(ガス料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3)入札執行回数は、原則として1回とする。

### (4)参加資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

## 7 落札者の決定方法並びに入札結果について

### (1)予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (2)開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、改めて見積り合わせを行うことで、契約者を決定する。

なお、予定価格の範囲内の入札がないときは、入札価格が最低だった者と見積り協議をすることで契約者を決定する。

### (3)入札結果は、決定後速やかに、落札者に連絡することとし、後日改めてホームページに掲載する。

## 8 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

### (1)入札に参加する資格のない者

### (2)同一人にして、同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者

### (3)入札に関し、連合その他不正行為をした者

### (4)金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

### (5)積算内訳書に、誤りがある者

### (6)その他、入札条件に違反した者

## 9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

## 10 契約書の締結

### (1)契約書は、一般財団法人京都府民総合交流事業団がこの一般競争入札説明書と共に提

示する契約書案に基づき、2通を作成し、締結の証とするため一般財団法人京都府民総合交流事業団及び落札者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(2)契約書案第2条第3号契約金額については、落札価格の範囲内で落札者の料金体系の区分により設定できるものとする。

(3)契約書案の基本に抵触しない細則については落札者と協議のうえ決定できるものとする。

#### 11 契約保証金

落札者は、落札金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、以下の場合は免除する。

(1)過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類を同じくすると認められ、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものである場合であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2)その他契約担当者が必要ないと認めるとき

#### 13 その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)入札保証金は免除とする。

(3)本公告に関する問い合わせ先2(2)の交付場所に同じ。